

■ハートフル税制を適用した場合の法人事業税の税率

区分	法人の種類	所得等の区分		税率 (%)		
				事業年度開始の日		
				R1.10.1~	H28.4.1~ R1.9.30	
所得を課税の基礎とするもの (所得金額課税法人)	① 普通法人、 公益法人等、 人格のない社団等	適軽 用減 法税 人率	年 400 万円以下の所得	超過	0.375	0.365
				不均一	0.35	0.34
				標準(注 2)	3.5	3.4
		年 400 万円を超え 年 800 万円以下の所得	超過	0.5665	0.5465	
			不均一	0.53	0.51	
			標準(注 2)	5.3	5.1	
		年 800 万円を超える所得	超過	0.748	0.718	
			不均一	0.7	0.67	
			標準(注 2)	7	6.7	
	軽減税率不適用法人	超過	0.748	0.718		
		不均一	0.7	0.67		
		標準(注 2)	7	6.7		
	② 特別法人 (注 1)	適軽 用減 法税 人率	年 400 万円以下の所得	超過	0.375	0.365
				不均一	0.35	0.34
				標準(注 2)	3.5	3.4
		年 400 万円を超える所得	超過	0.523	0.493	
			不均一	0.49	0.46	
			標準(注 2)	4.9	4.6	
軽減税率不適用法人		超過	0.523	0.493		
		不均一	0.49	0.46		
		標準(注 2)	4.9	4.6		
③ ④以外の電気供給 業、保険業等	収入金額	超過	0.1065	0.0965		
		不均一	0.1	0.09		
		標準(注 2)	1	0.9		
④ 小売・発電事業法 人等及び特定卸供 給事業	収入割	収入金額	超過	0.08025	—	
			不均一	0.075	—	
			標準(注 2)	0.75	—	
	所得割	所得	超過	0.19425	—	
			不均一	0.185	—	
			標準(注 2)	1.85	—	

(注 1) 特別法人とは、地方税法第 72 条の 24 の 7 第 7 項に規定する法人をいい、普通法人とは、特別法人、公益法人等及び人格のない社団等以外の法人をいいます。

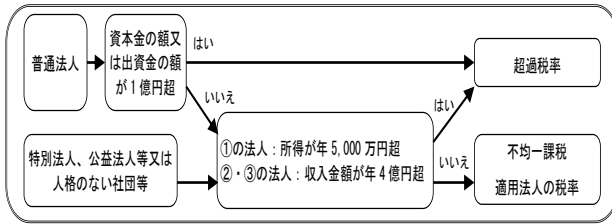
特別法人のうち租税特別措置法第 68 条第 1 項の規定に該当する協同組合等については、上記表の税率区分に加えて、所得のうち年 10 億円を超える金額に係る法人事業税の税率は次のとおり適用されます。

- ・平成 26 年 10 月 1 日から令和元年 9 月 30 日までの間に開始する事業年度分：0.5895% (標準税率 5.5%)
- ・令和元年 10 月 1 日以後に開始する事業年度分：0.6095% (標準税率 5.7%)

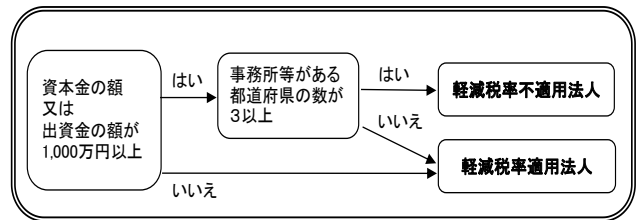
(注 2) 法人事業税への適用はありませんが、特別法人事業税又は地方法人特別税の基準法人所得割額又は基準法人収入割額の計算に用います。

「税率判定の参考」

1 超過税率・不均一課税適用法人の税率の適用判定



2 「軽減税率不適用法人」に該当するかどうかの判定



- ・資本金の額又は出資金の額が1億円超であるかどうかは、事業年度終了の日（中間申告の場合は、事業年度開始の日から6か月を経過した日の前日）現在の額で判定します。
- ・所得が年5,000万円超又は収入金額が年4億円超であるかどうかは、課税標準となる所得又は収入金額（2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあっては分割前の所得又は収入金額）（申告書第6号様式の「㊸欄」に記載すべき額若しくは「㊹欄」に記載すべき額又は申告書第6号様式（その2）の「㊸欄」に記載すべき額、「㊹欄」に記載すべき額若しくは「㊺欄」に記載すべき額（当該金額に1,000円未満の金額がある場合は、その端数を切り捨てた金額））によって判定します。なお、事業年度が1年に満たない場合は、課税標準となる所得又は収入金額が算式〔5,000万円（又は4億円）×事業年度の月数÷12月〕により算出した額を超えるかどうかで判定します。この場合の事業年度の月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数は1月とします。
- ・軽減税率不適用法人に該当するかどうかは、事業年度終了の日（中間申告の場合は、事業年度開始の日から6か月を経過した日の前日）の現況により判定します。

- 特定特例子会社及び重度障がい者多数雇用法人に対する上記の税率は、認定日（特定特例子会社の場合）又は要件を初めて満たした日（重度障がい者多数雇用法人）の属する事業年度終了の日の翌日から5年の間に終了する各事業年度に適用されます。障がい者多数雇用中小法人に対する上記の税率は、令和7年3月31日までの間に開始する各事業年度に適用されます。
- 障がい者多数雇用中小法人に係る事業税の軽減については、上限額がありますので、ご注意ください。
- 特区税制の事業計画の認定を受けた法人は、一定期間（※）ハートフル税制は適用できません。
（※）事業計画の認定を受けた日の属する事業年度から事業実施期間の終了の日を含む事業年度の翌事業年度まで。

■ ハートフル税制を適用した場合の特別法人事業税の計算方法

$$\text{税 額} = \text{基準法人所得割額又は基準法人収入割額} \times \text{税率（注）}$$

※ **基準法人所得割額又は基準法人収入割額とは、標準税率で計算された法人事業税（所得割・収入割）の税額のことです。**

（注）税率は、所得を課税の基礎とする法人のうち特別法人以外の法人が37%、特別法人は34.5%、収入金額を課税の基礎とする法人は30%（小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業を行う法人の場合、40%）の税率となります。

（注意）特別法人事業税については国税として創設されたため、大阪府が独自に実施しているハートフル税制の適用がありません。

■ ハートフル税制を適用した場合の地方法人特別税の計算方法

$$\text{税 額} = \text{基準法人所得割額又は基準法人収入割額} \times \text{税率（注）}$$

※ **基準法人所得割額又は基準法人収入割額とは、標準税率で計算された法人事業税（所得割・収入割）の税額のことです。**

（注）平成26年10月1日から令和元年9月30日までの間に開始する事業年度分の税率は、43.2%となります。

（注意）地方法人特別税については国税として創設されたため、大阪府が独自に実施しているハートフル税制の適用がありません。

※地方法人特別税については令和元年10月1日以後に開始する事業年度から廃止されます。